

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の 期間延長について

○計画期間の延長

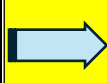
苓北町における次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間としていましたが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第４２号）により、法の期間が１０年間延長されたことや令和７年度に期限を迎える女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の改正状況を踏まえ、一体的な計画を策定するため、計画期間を１年間延長します。

なお、現行の目標については、次回策定時に見直しを行います。

＜延長後の計画期間＞

令和２年４月１日から令和８年３月３１日までの６年間

＜計画期間のイメージ＞

年度 計画名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
次世代法に 基づく計画								
女性活躍推進法 に基づく計画								
一体的な計画						策定		

※  は現計画の計画期間。

○現計画の取扱い

「特定事業主行動計画」と「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の期間延長について」をもって、現計画とします。